

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成27年3月26日(2015.3.26)

【公表番号】特表2009-535522(P2009-535522A)

【公表日】平成21年10月1日(2009.10.1)

【年通号数】公開・登録公報2009-039

【出願番号】特願2009-506954(P2009-506954)

【国際特許分類】

D 0 6 M 15/55 (2006.01)

D 0 1 F 9/14 (2006.01)

D 0 6 M 10/00 (2006.01)

D 0 6 M 15/273 (2006.01)

D 0 6 M 101/40 (2006.01)

【F I】

D 0 6 M 15/55

D 0 1 F 9/14

D 0 6 M 10/00 A

D 0 6 M 15/273

D 0 6 M 101:40

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年2月4日(2015.2.4)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電気化学的酸化によって前処理された炭素繊維において、該炭素繊維が複数のエポキシ樹脂とビニル成分と可塑剤とからなる調製物を、該調製物を備えた炭素繊維に対して0.3～5質量%の量で有し、かつ前記エポキシ樹脂は、少なくとも2つのエポキシ樹脂E1とE2とから構成されている混合物Eであり、この場合、E1は、樹脂1kg当たり2000～2300mmolの範囲内のエポキシ価を有しており、E2は、樹脂1kg当たり500～650mmolの範囲内のエポキシ価を有しており、混合物E中のエポキシ樹脂E1とE2の質量比E1:E2は、1.2の価を有するように選択されており、前記可塑剤として、芳香族ポリヒドロキシエーテル、またはアクリロニトリル-ブタジエンゴムにより変性されている樹脂が使用されており、前記ビニル成分として、N,N,N',N'-テトラグリシジル-m-キシレンジアミンのテトラメタクリレートエステルが使用されており、かつ前記調製物が、エポキシ樹脂混合物Eを20～35質量%、ビニル成分を20～35質量%、及び可塑剤を25～40質量%含有しており、全ての成分は合計して100質量%であることを特徴とする、電気化学的酸化によって前処理された炭素繊維。

【請求項2】

前記調製物を、該調製物を備えた炭素繊維に対して1.0～1.5質量%の量で有する、請求項1記載の炭素繊維。

【請求項3】

請求項1または2に記載の炭素繊維からなる炭素繊維フィラメントを3000～2400本有する炭素繊維糸。

【請求項4】

請求項 1 または 2 に記載の炭素繊維からなる炭素繊維フィラメントを 1 2 0 0 0 ~ 2 4 0 0 0 本有する、請求項 3 記載の炭素繊維糸。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 2 4

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 2 4】

【表 1】

表

調製物	フィラメント数	塗布量	見掛け上の層間 剪断強さ	層間エネルギー 放出率
		Wt.%	MPa	J/m <sup>2</sup>
<u>水中において、</u> 2% E, 2% V, 2% P1	24,000	1.1	70	1319
<u>水中において、</u> 2% E, 2% V, 2% P1	24,000	1.5	69	1138
<u>水中において、</u> 2% E, 2% V, 2% P1	24,000	0.4	69	1020
<u>水中において、</u> 1.33% E, 1.33% V, 1.33% P1	12,000	1.1	69	1013